

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(業務スケジュール管理表)**

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **(W e b会議【発注者指定型】)**

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(W e b検査【発注者指定型】)**

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

- 第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **(C I M活用業務【受注者希望型】)**

- 第11条** 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。
- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

## (本業務の特記仕様事項)

**第12条** 本業務における業務内容は、次のとおりとする。

### 1. 道路設計（修正設計）

事業区間BP～No.4付近（L=104m程度、従前詳細設計成果あり）について、修正設計を行う。業務内容は、設計業務共通仕様書「第6408条 道路詳細設計」に準ずるものとする。

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・平面縦断設計
- ・横断設計
- ・小構造物設計
- ・用排水設計
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

また、上記に加えて、次の作業もあわせて行う。

- ・事業区間全体の路面標示、安全施設の設計図も作成する。
- ・事業区間全体の用地幅杭図も作成する。
- ・右岸側（No.9付近）の農業用埋設管（農地への取水管あり）への対応も検討し、設計図と数量計算書に反映する。
- ・事業区間全体の支障物件（水道管、電柱・電線、防災無線用電柱）も確認し、対応方針を取りまとめる。

### 2. 施工計画検討

事業区間全体（橋梁部は除く）の施工計画を検討する。なお、工事期間中も車両、歩行者の通行止めを実施せず通行を確保する前提で検討する。

- ・施工方法を検討し、施工ステップ図を作成する。施工ステップ図において、歩行者通行経路も明示する。
- ・施工時における借地の必要性の有無を確認する。必要となる場合は借地範囲・面積の分かる図面を作成する。
- ・工事工程を検討し、実施工程表を作成する。交通規制（片側交互通行等）の必要日数も算出し、工程表に明示する。

### 3. L型擁壁設計（修正設計）

事業区間No.4付近のL型擁壁（L=8m程度、従前詳細設計成果あり）について、修正設計を行う。業務内容は、設計業務共通仕様書「第6424条 一般構造物詳細設計」に準ずるものとする。

- ・設計計画
- ・設計計算
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

### 4. 地盤改良設計

起点側（No.3+10～No.5付近）、終点側（No.7+10～No.8+10付近）の基礎地盤に軟弱な粘性土層が存在するため、地盤改良の設計を行う。

- ・設計計画

- ・設計計算
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

※地質調査は別途業務で実施。

#### 5.迂回路検討

終点側施工時（No.7付近～EP）に必要となる迂回路（仮設道路）について、2案程度の比較検討を行い、最適な迂回路を決定する。工事発注に必要となる設計図、数量計算書を作成する。

- ・迂回路検討
- ・設計図
- ・数量計算
- ・報告書作成

#### 6.概算工事費算出

事業区間全体（橋梁部は除く）の設計図面・数量計算書と、徳島県土木工事標準積算基準書を基に概算工事費を算出する。

#### 7.関係機関との協議資料作成

事業区間全体（橋梁部は除く）について、那賀町（道路・水道管理者）及び公安委員会と関係機関協議を行うため、必要となる協議資料を作成する。